

第 1 回世羅町議会臨時会会議録

令和 4 年 1 月 20 日

第 1 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第1回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和4年1月20日
午前10時00分開議
於：世羅町役場議場

- | | |
|-------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 報告第 1 号 | 工事請負契約の変更について |
| 第 4 議案第 1 号 | 令和3年度世羅町一般会計補正予算(第9号) |
| 第 5 令和3年 | |
| 請願第 11 号 | 指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り
消しに関する請願書 |

1. 議事日程

令和4年 第1回世羅町議会臨時会 (第1号の1)

令和4年1月20日

午前10時00分開議

於：世羅町役場議場

追加日程 第1 発議第1号 監査請求に関する決議

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田睦浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

11番 山田睦浩	1番 高橋公時
----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
総務課長 広山幸治	財政課長 矢崎克生
企画課長 道添毅	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	福祉課長 釣井勇壮
商工振興係長 鶴田千智	建設課長 福本宏道

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

午前10時00分 開 会

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。

世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。議場の常時換気を行っております。

また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和4年第1回世羅町議会臨時会の開会にあたりひと言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は暦の上で大寒となっております。今年に入りまして、積雪も至る所がございます。寒さが底冷えするような感じでございます。また路面凍結等もありまして、交通事故防止等にも努めていただくようよろしくお願い申し上げます。

ワクチン接種については、いろいろとお話もしてまいりました。3回目の接種も予約を始めたところでございます。今週より受け付けてございますが、約1,700件程度の予約をいただいているという状況でございます。予約の方法につきましては、これまで1回目、2回目接種いただいたときの同様にですね、各医師会それぞれ対応いただいております。ご協力に感謝申し上げます。混乱のないように担当課において慎重に行っていければと思っております。全国でまん延防止対策対象の都県が増えております。1都15県に拡大されたということでございます。広島県においても今月末までの対象となっておりますが、それぞれ今回対象となった地域は2月13日、いわゆる2月の連休明けまでが対応ということでございますので、県間の往来等もですね、自粛するように努めておられるところでございます。

本町においてもイベント、会議、さまざまな事業については中止、延期を余

儀なくされております。会議等においてもWeb会議において行なわせていただいている状況でございますし、この時期には総会等も多くございまして、書面議決等でのものが増えている状況でございます。感染者の関係ですけれども、先般来連日報告がございまして、世羅町としては、この新型コロナウイルス感染の関係では104例ございます。本年に入ってオミクロン株と思われる感染については35名の報告をいただいております。それぞれ無線等で広報させていただく中で、これよりまん延しないようですね、何卒ご協力をよろしくお願いさせていただきます。本日の臨時会におきましては議題にございますように、工事請負契約の変更の報告並びに一般会計補正予算は令和3年度の上程させていただきます。子育て関係への臨時給付金などございます。慎重審議いただく中で是非ともお認めいただきますようにどうぞよろしくお願い申し上げます。私から以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより「令和4年 第1回世羅町議会 臨時会」を「開会」します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 山田 陸浩議員、1番 高橋 公時議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 報告第1号 工事請負契約の変更について を議題といたします。
提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは議案1ページをお開きください。

報告第1号

工事請負契約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月20日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

令和3年3月4日議案第8号により議決を得た町道安田賀茂線道路災害復旧工事（第466号）の請負金額を、次のとおり変更するものでございます。

請負金額 変更前 108,760,300円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額9,887,300円）

変更後の請負金額 117,570,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額10,688,200円）

2 専決処分年月日

令和3年12月27日

以上で報告を終わります。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第1号 工事請負契約の変更についての報告を終わります。

日程第4 議案第1号 令和3年度世羅町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案3ページをお開きください。

議案第1号

令和3年度世羅町一般会計補正予算（第9号）

令和3年度世羅町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和4年1月20日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ277,865千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,036,810千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金323,865千円を増額し、繰入金46,000千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費1,197千円、民生費322,668千円を増額し、商工費45,700千円、予備費300千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私のほうから2点質疑させていただきます。まずは9ページ、民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金でございますけれども、これは昨年12月に5万円の給付、これを速やかに行っていただきまして、12月28日ですかね、半分の給付終わった後の今度残りの5万円の給付だという説明を受けたところでございますが、最短で、最短と言いますか、本日可決し

たといたしまして、いつぐらいの支給になるのか。この点を1点お伺いいたします。

併せて13ページ商工振興費、この内の2件、雇用維持支援事業、これの減額、中小事業者支援事業の減額、大きな減額ではありますが、この内容についてお伺いいたします。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 高橋議員からのご質疑でございます。支給時期、この追加給付の支給時期のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず支給対象者が申請なしで給付を行います世羅町から児童手当を支給されている方と、その他申請が必要な方の2種類と言いますか、2つの方がいらっしゃると思いますが、まずプッシュ型、申請なしで行う申請者の方につきましては、本予算をご議決いただいた後、手続きを行いますして、2月の初旬に支払うよう考えているところでございます。

次に申請が必要な方につきましては、現在順次、案内を送付いたしまして、申請書のほうが返ってきているところでございます。その都度、お支払をするというふうなことがなかなか事務的に困難というふうなこともございますので、一定の期間を設けまして、その期間ごとにまとめたものを支払うということで、現時点で1月末までに申請をされた方を第1回の取りまとめいたしまして、2月の中旬位に振り込むように考えているところでございます。いずれにしても、予算をご議決いただいたというふうなことが前提でございます。

○商工振興係長（鶴田千智） 議長。

○議長（米重典子） 商工振興係長。

○商工振興係長（鶴田千智） 要件設定した令和3年5月から10月までの期間につきましては、2回の緊急事態宣言が発令され、かなりの落ち込みが厳しい状況と捉え、いずれの事業も参考となる資料をさまざまに集め、最大限のものを提案させていただいておりますが、状況を見ますと、設定した額よりも下回ると見込みがあるとみて今回減額としております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 2点目のほうでお伺いいたしました雇用維持支援事業のことに关しましてですけれども、11月の臨時会において議会に対して上程をされまして、当初1728万円、これは事業者10万円、1事業者に対して10万円、1人に対して1万円という格好で約1728万円の予算を議会へ上程されたわけです。今回いきなり1070万減額ということは6割以上の減額ですよ。続きまして中小事業者支援事業、これもご提案されたのは20万かける300事業者。商工会員約600何名いますが、300事業者を対象にこれぐらいかかるだろうということで議会へ上程いただきまして、約6038万円上程いただいたんですけれども、早速11月20何日だったですかね、臨時会されておって今日は1月ですよ。既に3500万の減額。ということは、6割以上の減額ですよ。この新型コロナウイルス対策の支援金、地方創生臨時交付金の使い方、これがことごとく的を得てないように感じてならない。これ町長、私、一般質問等でも質問しましたけれども、どういった形でこの地方創生臨時交付金でこういった施策をやろうと。今回も2つの減額があるんですけれども、ちょっと違うだけだったらいいですよ。1500万組んでね、せめて6割は使うけど、4割程度だったら減額なったというのわかりますけれども、提案されて何カ月かしないうちにもう6割以上減額。最終的にはたぶんまだこの後、正確な数字が出てまた減額になってくるかと思えますけれども、いかに言うてもこの予算の査定っていうのはひどすぎると思います。町長ちょっと答えてください。お願いします。

○商工振興係長（鶴田千智） 議長。

○議長（米重典子） 商工振興係長。

○商工振興係長（鶴田千智） 雇用維持支援事業につきましては、該当となる事業者数について、広島労働局担当課への聞き取りをさせていただき、県内で申請された事業者数の実績から世羅町の事業者数の県内に占める割合で按分し設定させていただきました。中小事業者支援事業につきましては今回の対象案件とならない新型コロナウイルス感染拡大防止協力支援金と頑張る中小事業者月次支援金の受給者数を商工会員数から差し引き導き出しました件数で設定をさせていただいたところです。国・県の支援対象を受けてない事業者のすべてのことを考えましたが、見込んだよりも事業者への影響が少なかったものと考

えられます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 1番 高橋議員からのご質疑に私から補足をさせていただきたいと存じます。11月25日の臨時会におきまして、ただいまご指摘いただいた部分のですね、この支援策をお出しをし、ご可決いただいたところでございます。商工観光課係長から答弁を申し上げたところでもございますが、その時点におきまして世羅町内の具体的な雇用支援に関わります県の業者の該当業者数は、緻密なところは県からも提示がなされなかった、できなかったところがございまして、県内の企業数の按分によります世羅町内での最大の個数、対象者、対象数を選択し、安全側で措置をしておったものでございます。

同じく中小事業者支援事業におきましても県・国の対象にならなかった、なり得なかったところの最大値を商工会事業者様との擦り合わせの中で、設定をさせていただいたところでございます。その折にその事業執行については、しっかりと状況を見定めながら、精査していくようにというご指摘もいただいたところでございます。現在、11月25日から2カ月弱を経過しておりますけれども、状況を踏まえつつしっかりと精査し、現在の状況に応じて減額をさせていただき、後のコロナ支援策にしっかりとその財源を振り向けられるようにこの臨時会の機会をいただきまして補正予算として上程をさせていただいたところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私、町長に最後もう一度言いますが、しっかり吟味されてください。世羅町のことをもうちょっと把握してくださいよ。いつも上程される、議会へ出していただく金額っていうのがでたらめすぎますよ。私、何回もこの提案されたときに、こんなにいらないだろうと、いつも毎回言ってますよ。そのとおりになってますよ。ですから今後もまだコロナ対策の支援金、またこうしたので地方創生臨時交付金を使つての支援策出ると思いますが、今一度課長会議等でしっかりと吟味されて、精査された中で議会に対して提出願うように併せてお願いしておきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員のご指摘はごもっともでございます。上程したときにも高橋議員からはそういうふうなご意見もいただいております、町としてさまざまに指標を見る中で、ある程度この支援対象者をアッパーみていくという流れについてはですね、やはり議員からもそれは致し方ない部分はあるというふうにも。たださまざまな支援の中身でですね、先般も質疑の中ではそれでは足りないのではないかとというご意見もいただいております。ただそういう事業者がですね、実際借り換え等も行われなかった。それで済んだという部分で、反対に考えれば、商工業者それぞれ頑張っていたいてどうか今、現状をですね、維持いただいているという、いい方向にも考えていく必要があるろうかと思えます。これはやはり内部で机上だけの話ではありませんので、商工業者は勿論ですけれども、さまざま国や県の動向も鑑みながら、今後また国からのそういった措置に応じてですね、先般もありましたように農業者の支援もするべきであるという声もいただいておりますので、そういったところを私のほうで、しっかりした数値は出てまいりますので、そこは確実な部分で進めて行けるのではないかと考えています。ただこういった商工業者の方々の日々の売り上げの動向についてはなかなか把握しづらい部分がございますので、この点についてはですね、ひとつ議員のほうもですね、お認めいただければと思っていますところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） ただ今の4500万円の減に伴うこの対応について地方創生臨時交付金のほうで対応するというような財政課長の答弁であったかと思うんですがね。基本的に厳しい状況で私も十分に状況を把握しとるわけではないんですが、長引く新型の関係もあります、このコロナによって、直接事業者が営業時間が短くなるとか、アルコールを出さないという、それも十分ではないんでしょうが、一定の対応をされておりますが、そこへ納入をされとる業者には非常に全然ないということじゃないんでしょうが、非常に不十分だというの

を、買っていただけなくても個人の努力だというようなことも言われておりますが、そういう点についてですね、町長もうちょっと全体を把握するということはむずかしいかもわかりませんがね、一定の事業を展開をされておる方々が、頑張っていたいで、どう言われましたかね、事業を守っておられてと。もう限界へ近い状況でね、頑張っておられて、これで展望が開けるという方も中にはおられるかもしれませんが、非常に影響大きいわけで、先程町長も言われたように米等も業務用が非常に販売が減少しておるという中で、全体の米価がだぶつく、米がだぶつくというようなことで安くなってきておるわけなんで、農業も当然、一定の所得が減少したものを補てんをしていくというような状況にはならないかもしれませんがね、新年度へ向けて一定に引き続き厳しい中で頑張してほしいという支援をね、急ぐ必要があるというように思うんですよ。既にもう肥料とか農薬、

○議長（米重典子） 矢山議員、今は商工の減額に関する補正予算に対する質疑でよろしいですか。

○4番（矢山 武） はい。そういうことを考えたらですね、対策を見込みは当然立ってもらわなくちゃなりませんかね、同時にどういう対応が今求められるかという、厳しい状況の中で具体化をされる必要があるというように思いますよ。何ページでしたかね。9ページの中では財政調整基金の繰入額を4600万円減額をするということですが、できるだけ他の財源で確保できるものについてですね、新たな事業を考えなくても、必要額を地方創生臨時交付金ですかね、そこで対応するというのは必要なことではと思いますが、やはり先程申し上げたようにね、もっと積極的などという言い方はどうかしませんが、きちんと所得を補償するのが大体言うたら基本だというように思うんです。それはコロナだけじゃない。競争に打ち勝つ力があるんじゃないというようなことを言ってですね、厳しい状況を力の競争にまかせていくというような傾向も、国の考え方がそうだから町もそういうことをやるということになるんかもしれませんが、非常に問題であるというように思うわけですが、ここらの財政調整基金の繰入額、必要であろうということで繰入予算を組まれたわけですが、ここらの考え方、またこの非常事態に対して、財政的にどのような対応していこうと考えておられるのか。現状をもう少しきちっと見込みと言いますか、申し込みが少なく、中小

事業者支援を 300 事業所を予定しておったのが半分くらいだったというだけではね、いけん思いますよ。深刻な状況をきちんと把握をして、今、どういう対策をする必要があるんかということの考え方が必要であるというように思うわけですが、財政面と併せてこうした事業者への現状と対策、ここらをどのように考えておられるのか。

○議長（米重典子） 矢山議員、恐れ入りますが、質問の要旨をまとめて簡潔にお願いいたします。

○4番（矢山 武） はい。もうひとつの点は先程も質問をされましたが、それぞれの給付金については、本来、どういう国の考え方かわかりませんが、一括して 10 万円を払うべきものをクーポンですかね、そういう形にするということが、今度は現金でもいいということになったんかもしれませんが、こういうことに対してもですね、そりゃ、分けてと言うのは、給付金が貯蓄というかね、そういうことになって、消費につながらないというようなことからそういうようにやって、今度はどういう事情があったか知りませんが、今度は現金でもいいというようなことになったわけですが、そこら辺の考え方はね、きちっと町としての考え方を持って、そりゃ、現金で支給できるんだからそれでやりゃあええんだというものでも私はないというように思うんですよね。ひとつその点もそれぞれ早期に支給をしていきたいという考え方のようですが、この経過ですね、どのように考えておられるか、以上の点についてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回財政調整基金の繰入につきまして 4600 万円減額しております。これによりまして今年度この補正 9 号まで、当初予算から補正 9 号までの財政調整基金の繰入の総額が 2 億 2400 万円となります。当初が 2 億 3600 万円繰入を予定しておりましたので、その後の 9 号までの補正で、その当初の額から 1200 万円減額をしておるところでございます。財政調整基金につきましては、災害その他、どう言いますか、有事等、想定しない部分につきまして財源が不足する場合等に必要な大切な財源でございます。いくらでも使ってもいいという考えは勿論ございませんので、新型コロナの臨時交付金、その他有利な財源等しっかり活用しながら、財政調整基金のですね、

残高の一定の確保を、これまで申し上げておりますとおり一定の額は確保し、今後の財政運営を安定的にしていきたいというふうに考えております。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） それでは私のほうから臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金につきましての給付の考え方、町の考え方についてのご質疑がございましたので、その点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この臨時特別給付金事業につきましては国がその要綱を定め、先行給付とそれから追加給付というふうな2段階の制度設計をしているものでございます。

先行給付金につきましては、緊急的支援として児童手当のしくみを活用し、年内に支給するというふうなことで整理がされておりました、今回、補正予算で提案させていただいております追加給付金につきましては、令和4年度の卒業、入学、新学期に向けた支援として支給するという、こういった2段階の給付になっているというふうに承知をしているところでございます。

今回先程議員からもございましたように、給付につきましては、原則残りの、今回の追加給付につきましては原則クーポンを基本とするというふうな要綱になっておりますが、政府のほうでのいろいろな議論の中で、5万円の現金の給付をしてもいいよ。それから年内に現金を10万円一括給付してもいいよという、そういった3択の選択肢が示されていったところでございます。これが12月15日に国から正式に示されたということでございまして、先行給付の5万円につきましては、既に12月8日の本会議において予算を議決していただきまして、案内等の手続きを行っているというふうなことから一括給付というのはむしろかしいという判断をさせていただいたところでございます。次にクーポン給付と現金給付の考え方でございますが、クーポン給付の場合は仕組み等、その構築に時間を要することが容易に想定されることと、速やかなそういった給付が行えないという、そういう判断から今回、5万円の追加給付につきましては現金の給付ということで補正予算をご提案をさせていただいているところでございます。

この臨時特別給付金事業につきましては、国会で審議されました予算により

国がその財源を補助し、国が設計した制度に基づき、国と地方の役割分担の中で、町が主体となり事務執行するという性格のものであるというふうに承知をしております。したがって今回提案しております補正予算につきましては、国の要綱にしたがい給付金を支給するための費用を計上させていただいているものでございまして、予算をご議決いただき、遺漏なく事業を完了したいというふうに考えているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に商工だけについてお尋ねしたわけじゃないんですが、基本的な考え方をきちんとしてもらって、それなりに厳しい中で全部ができるかどうかは財政との関係もありますが、少なくとも地方創生臨時交付金の範囲内で、交付金の範囲内の中で事業を考えるんだという考えではなしに、現状をきちんと把握をして、何が町として急ぐ必要があるのかということをおね、客観的にやはり掘みながら、それに十分に100%の対応ができないとしても考える必要があるというように思うんですよ。そういう中で子育ての関係、お答えいただきましたが、特に住民税非課税世帯に対する対応等についても早期に支給される必要があるというように思いますが、特にコロナの影響によって非常に家計が厳しい状況になったという方に対する対応について、見込みですが、75世帯ということで、該当するという事になれば、当然増えてくることになるんでしょうが、ここらも十分な対応をして、非常に厳しい状況にある世帯がね、取り残されることのないようなきちんとした対応を強く求める場所であり、こうした点もどのような福祉課ですかね、対応を考えておられるのか。そして、商工の実態等については、申し込みがなかったというようなことではなしに、

○議長（米重典子） 矢山議員申し訳ないんですけれども、質問を整理して。

○4番（矢山 武） 整理して最初から言えるわけでしょう。全然答えてないでしょう。ちょっと議長も質問を聞いてきちっと指示してくださいよ。

○議長（米重典子） 商工観光、

○4番（矢山 武） 最初に一番最初に言ったんですよ。

○議長（米重典子） 先程の高橋議員の質問よりまだほかの加えてということ

でしょうか。

○4番（矢山 武） そりゃ、説明してもらわないけんよ。質問を聞きよってくださいよ。

○議長（米重典子） 聞いてはおりますが。

○商工振興係長（鶴田千智） はい。

○議長（米重典子） 商工振興係長。

○商工振興係長（鶴田千智） 商工業の事業者様の支援につきましては、1月14日からの県内全域でのまん延防止重点措置区域も適用されたところであります。非常に厳しい状況というところがございます。今後、国・県の支援の状況も見ながらも支援の対象者からはずれる事業者を救済することを念頭に商工会とも協議し連携し、制度設計を図ってまいりたいと考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 4番 矢山議員からのご質疑にお答えをさせていただきます。議員ご指摘の大きな趣旨としましては、やはりその限定的な分野に限らず、多くの分野に支援が引き続きスピード感を持って必要であるご指摘をいただいているところでもございます。このたびの減額に際しましては、最大値を持ってして予算措置しておりました中で、現在の進捗状況に合わせ、現在の申請の実績に合わせて減額を速やかに行うものでございます。その減額につきましてはこの間、国・県との協議調整の中で、既に執行している一般財源に財源として組み込む中で、一般財源を削減できないかという協議を行ってきまして、それが叶えられてこのたびの補正予算を上程をさせていただいたところがございます。この後におきましても更に支援が多くの分野で必要であるというご示唆をいただいているところがございます。11月、12月におきましても、農業面でも、また規模に応じて支援が必要であるというご指摘もいただいております。まずはこの今回減額を速やかに行いつつ、今後の定例会、あるいは令和4年の枠組みの中で臨時地方創生交付金の充当用途をですね、更に国・県と調整をしながら、その支援に振り向けてまいりまして、それをお諮りし、皆様方にご審議をいただきたいと考えておるところでもございます。その調整をしっかりとしていきながら、支援、現場の状況とそして財源の

状況をですね、国の補正予算等もにらみながらしっかりと両輪を持って進めてまいりたいと考えているところでございます。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは矢山議員の非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご質問にお答えします。対象になる世帯でありますけど、まずは住民税非課税世帯につきましては、町のほうで把握ができますので、準備が整い次第、速やかに案内及び確認書のほうを通知をさせていただき予定にしております。こちらにつきましては確認書のほうを提出していただく必要もありますので、こちらについても確認書の提出につながるよう、担当課としても努めてまいりたいと考えております。

また家計急変世帯につきましては、申請方式になります。こちらにつきましても対象となるであろう世帯の方からの申請につながるよう広報等通じてしっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に言いましたように、広報するということですが、家計急変世帯が急変をしておっても該当しない場合もあるかもしれませんが、私が言いたいのは75世帯で十分ということにはならないのじゃないかということで、広報についてもやっていただかないといけませんかね、もっと仕事が無くなったとかいろんな事情、病気等によって子育てがむずかしいとか、いろんな事情によってですね、そういうたいへんな事態になっておるということは福祉課として一定の状況は把握をされておると思うので、そういう点でも十分な対応ができるように、特に周知だけではなしにですね、現状を把握をして対応される必要があるというように思うんですが、この点どうでしょうか。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それではお答えします。可能な範囲でそのように努めてまいります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程の矢山議員の質問の続きになるんですけれども、この臨時交付金、特別交付金ですね、国の制度に則ってやるわけなんですけど、町としての精神、考え方、ここをお伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは7番 藤井議員からのご質疑にお答えをさせていただきます。この臨時特別給付金事業ですね、精神、国からはですね、一定のスキームと言いますか、要綱・要領は出されてまいりますが、それを展開していくのは町である基礎自治体という形になります。現在のところ国からの要綱・要領、スキームと言いますか、枠組みはしっかりと示されてきておりますけれども、これから更にご指摘もいただくように変わってくることも予想されます。こういった形でコロナ禍が進んでいくかもわかりません。その中で町としましては、国の事業要綱を、規程にはなりますけれども、しっかりとセイフティネットの精神を持ってですね、進めていく。その中で件数であるとか、また新たな課題が発生した場合は、その状況に鑑みながらこの財源についても国の財源は求められないか、そして枠組みについても議会、また予算も伴う話となってまいりますので、お諮りをしながら進めていくようになるんではなかろうかと思っております。これからの動向にですね、注視をしながら、やはりこの困窮と言いますか、このコロナ禍でお困りになられている方をできるだけ救えるように、その心構えを持って進めてまいることが肝要でありますし、その状況に予算あるいは事業の枠組みを変えていくことをお諮りをしながら進めていくことも併せて重要と捉えながらその精神を持って進めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この事業ですね、セイフティネット、この役割がですね、きちっと住民に伝わって町の施策としても生きるように頑張ってください

たいと思います。

先程、福祉課長の答弁で可及的速やかに事業を対応すると、このように答弁があったと思うんですけれども、4ページの繰越明許費の補正でございます。臨時特別給付金給付事業2億1718万5000円、これは予算全額です。可及的速やかにやる中で、繰越明許費は限度額予算ですから、全額計上すれば構いません。しかし、先程のセイフティネットの精神を生かすならば、全額計上すりゃ、いいというもんじゃないと思うんです。このために精神をお伺いしたんです。繰越明許費っていうのは限度額、しかし全額計上すればいいというものではない。、可及的速やかな事務執行をどのようにお考えかお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 藤井議員の繰越明許費の限度額と事業執行の考え方でございます。繰越明許費の限度額につきましては、早急に実施できるものを差し引いての計上とすべきものでありましたが、予算の計上段階におきましては、まだ未確定の部分が多くございましたので、補正予算の増額と同額を計上させていただいております。これは事業を速やかに行わないということではありませんで、予算決定後につきましては、特にシステム改修等、重要な部分でございまして、早急にですね、委託契約を結んでシステム改修を進めてまいりたいと思います。また先程来あります確認書等の送付につきましても早急に進めてまいります。なお、一番大きく占めます給付金の事業費でございますが、こちらは確認書等が町のほうへ提出された後の給付となります関係で、そちらについては年度内にすぐに出て来る部分については不確定がありますので、そちらについては繰越も大部分を想定しております。いずれにしましても、担当課としましては、1日でも早くこうした通知等が対象者の方に届くように努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 1 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算(第 9 号) は、原案のとおり可決されました。

○ 1 番 (高橋公時) 議長。

○ 議長 (米重典子) 1 番 高橋公時議員。

○ 1 番 (高橋公時) 監査請求に関する決議の動議を提出したいと思います。

▼【「賛成」の声あり】

○ 議長 (米重典子) ただいま、1 番 高橋 公時議員から、「監査請求に関する決議の動議」が提出されました。

本動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

▼ (6 番 田原賢司議員 退室 10 時 56 分)

「監査請求に関する決議」を日程に追加し、追加日程第 1 号として、議題とすることについて採決いたします。

この決議案を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、「監査請求に関する決議」 を日程に追加し、追加日程第 1 号として議題とすることは、可決されました。

ここで、「暫時休憩」といたします。

休 憩 10 時 58 分

再 開 11 時 00 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

追加日程第1 「監査請求に関する決議」 についてを議題といたします。

本案については1番 高橋 公時議員ほか 2名からお手元に配布した監査請求に関する決議が提出されています。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋 公時議員

○1番（高橋公時） 発議第1号 監査請求に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年1月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	高橋 公時
賛成者	同 上	上羽場幸男
賛成者	同 上	藤井 照憲

提案理由でございます。

大田地区振興会連絡協議会の代表理事に選任するために、活動の趣旨及び目的が明確でない委員会を不当に設置。よって公金による年報酬が支払われていることは不当である。適正な補助金の支払いとなっているかどうか、監査により明らかにされるべきと考えるためでございます。

裏面をお開きください。

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものでございます。

記

1 監査を求める事項

大田地区振興会連絡協議会の特別委員会の趣旨、目的及び設置の不当性並びに大田地区振興会連絡協議会への自治振興交付金に対する公金支出の不当性についてでございます。

2 監査結果の報告期限

令和4年2月28日 でございます。

3 理由

大田地区振興会連絡協議会の代表理事に選任するために、活動の趣旨及び目的が明確でない委員会を設置、又会議録・総会承認の議事録もない。よって委員会設置が不当な為、年報酬による公金支出は不当であると考え。適正な補助金の支払いとなっているかどうか、監査により明らかにされるべきであると考え提出するものであります。

以上、決議する。

令和4年1月20日

世羅町議会

以上でございます。

○議長（米重典子） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○2番（上羽場幸男） （挙手）

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ちょっとお尋ねします。私もこの問題が取り扱われたのを

○議長（米重典子） 上羽場議員、賛成者で、中身は理解されておると思いますがすけれども。

ほかに質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この決議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、発議第 1 号 監査請求に関する決議 は 可決されました。

▼【6 番 田原賢司議員 入室 11 時 05 分】

日程第 5 令和 3 年 請願第 11 号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 を議題といたします。

令和 3 年 請願第 11 号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは継続審議に 12 月定例会でなっております総務文教常任委員会を報告をいたします。

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

定例会終了後に審査をし、結論を出したところであります。

総務文教常任委員会審査報告

令和 3 年 12 月 6 日の本会議において本委員会に付託され継続審査となっている令和 3 年請願第 11 号は、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【閉会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年12月24日（金） 午後1時30分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子
山田睦浩（米重議長）

4 審査事項と結果

- (1) 令和3年請願第11号 指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書

請願提出者 世羅町大字本郷 925-4

代表 升本 正明 外3名

紹介議員 高橋公時議員

請願の趣旨 大田自治センターの指定管理者である大田地区振興会連絡協議会は大田自治センター管理に係る基本協定書「第9章指定管理期間満了前の指定取り消し」に抵触するため、指定管理者として継続することは不適切であることから大田自治センターの指定管理の取消しを求める内容の請願であります。

審査の経過 令和3年第4回定例会中の審査の際に、参考人として、大田地区振興会連絡協議会の尾越会長を招致することを確認していたが、より詳細な内容を確認するため、大田地区振興会連絡協議会の栗原事務局長を参考人として追加招致することを決定をいたしました。

【閉会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年12月24日（金） 午後2時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子
山田睦浩（米重議長）

4 審査事項と結果

審査の経過 審査の参考とするため、令和3年第4回定例会中の委員会の中で町執行部の請願に対する考え方を確認した。その内容は、「大田自治センターの指定管理の事務については、実

績報告、収支決算書等々の書類を提出頂く中で業務が適正に行われていることを確認しており、引き続き指定管理者としてしっかりと施設管理運営等に努めていただきたいと考えている。町としては指定管理の取り消しには該当しないという考えである」ということでありました。

当日の審査において、2名の参考人の方より「自治センターの指定管理においては、企画課から指導、助言を頂き適正に維持管理をしており、会計処理についても会計報告を行い、企画課に承認をいただいている。」との発言でありました。

委員からの「特別委員会の設置の経緯と年報酬の不正支払いについてどう考えているか」という質疑に対して、「会則の中に必要と認めたときに臨時で部を設けることができるという条項があり、地域活動のために代表者に残っていただかなければならないということでそれを適用した。」「理事会の役員改選の際に議案として出され、審議了承されている。それは資料として残っており確認している。承認を受けた事案であり、その代表理事の役員に対して報酬を支払っているので不正支出、流用にはあたらないと認識している。」との回答でありました。

「同一地区内の住民より請願書が出されているがそれをどう受け止めているか」という質疑に対しては、「請願書に出ている項目等については、その都度適正的確に話をし、質問に対して説明をさせて頂いている。」との回答でありました。

また、「決算書の修正については、理事会に諮っていないのか。」という質疑に対しては、「数字の誤りの指摘があった際に、理事会にはかけていないが、代表理事には報告し、正誤表を付けて再配布することの了承は受けている。」との回答でありました。

委員の議論

参考人の意見聴取・質疑の後、委員間での討議を行い、

委員から出された意見は主に次のとおりであります。

- 特別委員会の必要性や内容等ははっきりしないが指定管理に関して、違法性はないと考える。
- 目的に向かってというようなことを言われたが、やり易い方法でやろうとされていると感じた。
- 決算の様式をよりわかりやすいものにする等は企画課も指導すべきである。公金の支出については、企画課のほうで精査し適正に処理されているという報告を受けている。すべての指定管理を否定するものではないと思う。
- 請願者の気持ちはわかるが、大田地区振興会連絡協議会内でしっかり話し合いを持っていただきたい。
- なぜこういう問題が起こったかというのを精査し、行政側も一緒になって見直しをしていただきたい。自治活動に関してはあくまでも自治組織の中で解決すべきであるなどの意見が出されたところであります。

審査の結果 委員から出された意見を参考に、委員会は「自治活動について行政の適切な助言が必要である」「振興協議会内での意見交換を十分に図るべきである」等の意見をまとめ、町執行部の考え方、意見聴取の質疑等を併せて審査した結果、指定管理の除外には該当しないとの意見が多数を占め、賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

以上、総務文教常任委員会に付託された請願の審査報告といたします。

- 議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。
- 1番（高橋公時） はい。
- 議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。
- 1番（高橋公時） 委員長から一定のご報告を受けたところでありますけれども、このことは12月定例会におきまして請願が出されまして、一旦継続審査という格好で閉会中に先般、審査していただきました。その理由に相手方に話を聞いて判断すると。1名の議員さんを除く4名の議員さんがちょっとやはり参

考人を呼んで話を聞かんとわからんということで今回参考人をお呼びし、質問をさせていただいたと思います。しかし残念ながら質問に対する明確な答え、こういったものを得ることができませんでした。更に参考人の方は今回ちょっと資料を持っておらず、詳しいことが聞きたいようであれば自治センターへ訪ねてくれと、このようにおっしゃっておられました。総務委員会として今回こういった請願書、私も請願者の1人として提出させていただいております。6つの項目を持って提出させていただいております。6番目は設置規則でございますので、その他の5つ。先程ちょっと監査請求を出させていただいて、ご可決いただきまして、公金に関わることでありますので、そちらは監査委員のほうで監査いただけたと思うんですが、総務委員会として今後、残りの4つをどのように調査されていくのか、お伺いいたします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） この付託を

○議長（米重典子） 委員長すみません。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） この付託を受けました請願についての結論を出したわけですから、今後の対応は今のところ考えておりません。

○1番（高橋公時） はい。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この件に関しまして先程委員長報告ありましたように、指定管理の取り消しには該当しないと委員会では判断をされた。ひとつ言えば請願内容について確認される、聞きたいと申しておった委員の皆様であります。今回、請願内容の書いてある中身について答えが返ってこなかったということは確認されないまま採決をとられたと。賛成の方が多かったということですが。これもし、

○議長（米重典子） 賛成じゃないですね。反対です。

賛成の方が多かったという発言をされたので。

○1番（高橋公時） ごめんなさい。ちょっと言い間違えました。反対の方が多かったみたいですけれども。この内容のことがすべて事実であった場合でも指定管理の取り消しには該当しないということなのか、お伺いいたします。

○議長（米重典子） 委員長、挙手をお願いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4番（矢山 武） そういうことを具体的に出されておる6つの点についてはきちんと参考人の人にこういう指摘がされておるといことは理解されておると思うんですが、そこから先のことについてはですね、どういう参考人の考え方、また総務文教常任委員会の委員さんの考え方も聞いておりませんのでわかりませんが、全体を見て議会としてこういう不採択というか、そういう方向が妥当であろうという結論を出したということでもあります。

○1番（高橋公時） はい。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 最後になりますけれども、総務委員会で参考人を呼ばれた際に、参考人の方からこういったフレーズがあったと思いますが、「我々は仲間を集めてルールを作り、組織を作り、目標を決めて活動する団体なんだと。」もう一度言いましたら、「我々は仲間を集めてルールを作りと。」このフレーズに対して委員長どのように感じられたか、自治活動というのは仲間を作っていくんでなくて、既にこの地区であれば4,000人が仲間でございます。そうした発想の基、地域づくりを進めて行くっていうのが私は本来ではないかと思いますが、もう1回、委員長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（米重典子） 高橋議員、委員会報告ですので、委員長の個人的な意見はここでは述べられません。よろしいですか。委員会報告として受け止めていただきたいと思います。

▼【高橋議員：「委員会として」】

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） そういう高橋議員の思いも一応はわかりますが、やはり基本的にそういう自治活動という組織で指定管理を取り消すとか、取り消さんという問題を一定の調査をして、そのことによってですね、真相が全部明らかになるという状況にもなりませんし、やはり一定の時点で結論を出していくという方向に委員会としてやったということであるというように

思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

令和3年 請願第11号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 の討論は、ありませんか。

委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか、討論は。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより 令和3年 請願第11号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 を採決します。この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

令和3年 請願第11号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 を「採択することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立なし）

起立なし であります。

▼【「不採択か、採択かはっきりわからん。」というものあり】

▼【「進めてください。議事進行。」】

○議長（米重典子） そのとおりを今、申し上げております。

▼【「進行してください】

▼【「何か言うものあり】

採択を諮ります。否は諮りません。

したがって、令和3年 請願第11号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 は 不採択とすることに決定しま

した。

お諮りいたします。会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他

▼【高橋議員：「議長、暫時休憩お願いします。議長、先程の進行のほうで」】

○議長（米重典子） まだ指名しておりませんが。

進行はそのとおりに進めております。

▼【高橋議員：「議長、ビデオ判定をしてください。不採択ということばに（聞き取れない）暫時休憩をお願いします。】

▼【山田議員：「休憩動議ですか」】

▼【高橋議員：「休憩動議です」】

▼【山田議員：「賛成」】

○議長（米重典子） 暫時休憩といたします。

暫時休憩 1 1 時 2 8 分

再 開 1 1 時 3 4 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和 4 年 第 1 回世羅町議会 臨時会 を「閉会」いたします。
(起立・礼)

閉 会 1 1 時 3 5 分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員